

# 労働安全衛生法に基づく 就業制限資格及び法定教育資格

次の三つの法定資格及び法定教育を  
掲載し紹介します。

## (就業制限資格)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

## (安全衛生教育修了資格)

第59条第3項 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

## (作業主任者資格)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

令和8年1月

金沢労働基準協会

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考								
1	安衛令第20条第1号	発破業務	発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発破技士免許</li> <li>・火薬類取扱保安責任者免許</li> <li>・保安技術職員国家試験 甲、乙、丁 上級保安技術職員</li> <li>甲、乙 発破係員</li> <li>甲、丁 坑外保安係員</li> <li>甲、乙、丁 坑内保安係員</li> </ul>									
2	安衛令第20条第2号	揚貨装置の運転業務	制限荷重が5トン以上の揚貨装置の運転の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揚貨装置運転士免許</li> </ul>									
3	安衛則第36条第6号	小型揚貨装置の運転業務	制限荷重5トン未満の揚貨装置運転業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型揚貨装置運転業務特別教育</li> </ul>									
4	安衛令第20条第3号	ボイラーの取扱業務	<p>ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">ボイラー</td> <td>①胴内径750mm以下かつその長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー</td> </tr> <tr> <td>則23条</td> <td>②伝熱面積が3m<sup>2</sup>以下の蒸気ボイラー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③伝熱面積が14m<sup>2</sup>以下の温水ボイラー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>④伝熱面積が30m<sup>2</sup>以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあっては内径400mm以下かつ内容積0.4m<sup>3</sup>以下)</td> </tr> </table>	ボイラー	①胴内径750mm以下かつその長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー	則23条	②伝熱面積が3m <sup>2</sup> 以下の蒸気ボイラー		③伝熱面積が14m <sup>2</sup> 以下の温水ボイラー		④伝熱面積が30m <sup>2</sup> 以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあっては内径400mm以下かつ内容積0.4m <sup>3</sup> 以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー技士免許 (特、1、2級)</li> <li>・ボイラー取扱技能講習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝熱面積の合計500m<sup>2</sup>以上 特級(貫流のみ除く)</li> <li>・伝熱面積の合計 25~500m<sup>2</sup>未満 1級以上等作業主任者留意 ①~④定義は令6条16号イ~ニ</li> </ul>
ボイラー	①胴内径750mm以下かつその長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー												
則23条	②伝熱面積が3m <sup>2</sup> 以下の蒸気ボイラー												
	③伝熱面積が14m <sup>2</sup> 以下の温水ボイラー												
	④伝熱面積が30m <sup>2</sup> 以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあっては内径400mm以下かつ内容積0.4m <sup>3</sup> 以下)												
5	安衛令第20条第4号	ボイラー・第一種圧力容器溶接業務 (ボ則9、55条)	<p>ボイラー第一種圧力容器の溶接 (小型ボイラー、小型圧力容器を除く。)</p> <table border="1" style="width: 100px; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 10px;">ボイラー</td> <td>イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接</td> </tr> <tr> <td>則9条55 条但し 書</td> <td>ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接</td> </tr> </table>	ボイラー	イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接	則9条55 条但し 書	ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別ボイラー溶接士免許</li> </ul>					
ボイラー	イ 溶接部の厚さ25mm以下の溶接												
則9条55 条但し 書	ロ 管台、フランジ等を取付ける溶接												
6	安衛令第20条第5号	ボイラー・第一種圧力容器整備業務 (ボ則35、70条)	<p>①小型及び上記3の①~④のボイラーは除く ②令1条5号の第一種圧力容器(以下は除く) イに該当のもの、内容積5m<sup>3</sup>以下 ロ~ニに該当のもの、内容積1m<sup>3</sup>以下 イ 胴の内径が七百五十ミリメートル以下で、かつ、 その長さが千三百ミリメートル以下の蒸気ボイラー ロ 伝熱面積が三平方メートル以下の蒸気ボイラー ハ 伝熱面積が十四平方メートル以下の温水ボイラー ニ 伝熱面積が三十平方メートル以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が四百ミリメートル以下で、かつ、 その内容積が○・四立方メートル以下のものに限 る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー整備士免許</li> </ul>									
7	安衛則第36条第14号	小型ボイラー取扱業務	小型ボイラー取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型ボイラー取扱業務特別教育</li> </ul>									
8	安衛令第20条第6号	クレーン運転業務 (ク22条)	つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務 (跨線テルハを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床上操作式クレーン運転技能講習(床上操作で荷とともに移動する方式のクレーン)</li> <li>・クレーン・デリック運転士免許 (上記以外のクレーン)</li> </ul>	クレーン限定免許有り。平成18年4月1日以前に所有している免許はクレーンに限定して有効								
9	安衛則第36条第15号	小型クレーン等運転業務	つり上げ荷重5トン未満のクレーン・つり上げ荷重5トン以上の跨線テルハの運転業務(除く移動式クレーン)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型クレーン等運転業務特別教育</li> </ul>									
10	安衛令第20条第7号	移動式クレーン運転業務 (ク68条)	つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型移動式クレーン運転技能講習(つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン)</li> <li>・移動式クレーン運転士免許</li> </ul>									
11	安衛則第36条第16号	小型移動式クレーン運転業務	移動式クレーン(つり上げ荷重1トン未満)の運転業務(他に道交法適用有り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型移動式クレーン運転業務特別教育</li> </ul>									
12	安衛令第20条第8号	デリック運転業務 (ク108)	つり上げ荷重が5トン以上のデリックの運転業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン・デリック運転士免許 (上記以外のクレーン)</li> </ul>	デリック限定免許有り。平成18年4月1日以前に所有している免許はクレーンに限定して有効								
13	安衛則第36条第17号	小型デリックの運転業務	デリック(つり上げ荷重5トン未満)の運転業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型デリックの運転業務特別教育</li> </ul>									

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
14	安衛令第20条第9号	潜水業務(高圧12条)	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて、水中において行う業務	・潜水土免許	
15	安衛令第20条第10号	ガス溶接業務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・他保安技溶接、歯科免許等有	
16	安衛令第20条第11号	フォークリフト運転業務	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。路上走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習 ・他職訓有	
17	安衛則第36条第5号	小型フォークリフト運転業務	最大荷重1トン未満のフォークリフト運転業務 (道路走行は道交法適用)	・小型フォークリフト運転特別教育	
18	安衛令第20条第12号	建設機械の運転業務	機体重量が3トン以上の建設機械の運転業務 (道路走行は道交法適用) ・別表7の1号(整地、運搬、積込機) ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレーブドーザー	・車両系建設機械(整地、運搬、積込、掘削用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械検定」職訓等有	昭和53.1.1前の規則による講習修了者は経過措置により、修了証とみなされる。 小型車両系建設機械運転業務特別教育
19			・別表7の2号(掘削機) ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー		
20			・別表7の3号(基礎工事機)(3トン以上) ①くい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーチュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシン	・車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等有	
21			・別表7の6号(解体用機械) ①ブレーカ ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧碎機 ④解体用つかみ機	・車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施工技術検定」職訓等有	②～④は安規151条の175に規定
22	安衛則第36条第9号の2	小型車両系建設機械運転業務	機体重量3トン未満の不特定場所を自走できるものの運転業務 (道路走行は道交法適用) 令別表7の1号(整地運搬積込機) ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレーブドーザー 令別表7の2号(掘削機) ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー	・小型車両系建設機械運転業務特別教育	
23	安衛則第36条第9号の3	解体用機械作業装置操作業務	令別表7の3号(基礎工事機) 自走できないものの運転業務 ①くい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーチュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシン	・基礎工事機作業装置運転業務特別教育	
24	安衛則第36条第10号	締固め用機械ローラー運転業務	令別表7の4号(締固め用機械) ローラー運転業務 (道路走行は道交法適用)	・締固め用機械ローラー運転業務特別教育	
25	安衛則第36条第10号の2	コンクリート打設用機械作業装置操作業務	令別表7の5号(コンクリート打設用機械) 作業装置の操作業務	・コンクリート打設用機械作業装置操作業務特別教育	
26	安衛則第36条第10号の3	ボーリングマシン運転業務	ボーリングマシン運転業務	・ボーリングマシン運転業務特別教育	
27	安衛則第36条第10号の4	建設用ジャッキ式つり上げ機械運転業務	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転業務	・建設用ジャッキ式つり上げ機械運転業務特別教育	
28	安衛令第20条第13号	ショベルローダー・フォークローダー運転業務	最大荷重1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転業務 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習 ・他職訓等有	

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
29	安衛則第36条第5号の2	小型ショベルローダー等運転業務	最大荷重1トン未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務 (道路走行は道交法適用)	・小型ショベルローダー等運転業務特別教育	
30	安衛則第36条第5号の4	テールゲートリフター操業務	テールゲートリフターの操作の業務	・テールゲートリフター操業務特別教育	
31	安衛令第20条第14号	不整地運搬車運転業務	最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・不整地運搬車運転技能講習	
32	安衛則第36条第5号の3	小型不整地運搬車運転業務	最大積載量が一トン未満の不整地運搬車の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	・小型不整地運搬車運転業務特別教育	
33	安衛令第20条第15号	高所作業車の運転業務	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・高所作業車運転業務技能講習	
34	安衛則第36条第10号の5	小型高所作業車運転業務	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転の業務 (道路走行は道交法適用)	・小型高所作業車運転業務特別教育	
35	安衛令第20条第16号	玉掛けの業務	制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	・玉掛け技能講習 (注)揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック運転免許 ・その他職訓有	(注)昭和53年10月1日以降の資格者は認められない。
36	安衛則第36条第19号	1トン未満玉掛け業務	玉掛け業務(1トン未満のクレーン、移動式クレーン及びデリック)	・1トン未満玉掛け業務特別教育	
37	安衛則第36条第1号	研削といしの取替業務	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	・研削といしの取替業務特別教育	
38	安衛則第36条第2号	動力プレスの金等調整の業務	動力プレスの金型、シャーの刃部又はプレス機械・シャーの安全装置・安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務	・動力プレスの金等調整の業務特別教育	
39	安衛則第36条第3号	アーク溶接業務	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	・アーク溶接業務特別教育	
40	安衛則第36条第4号	高圧電気取扱業務	高圧(直流750V超・交流600V超~7,000V以下)・特別高圧(7,000V超)の充電電路・その支持物の敷設などの業務	・高圧電気取扱業務特別教育	
41	安衛則第36条第4号	低圧電気取扱業務	低圧(直流750V以下・交流600V以下)の充電電路(対地電圧50V以下及び感電による危害を生じるおそれのないものを除く。)の敷設、修理の業務等	・低圧電気取扱業務特別教育	
42	安衛則第36条第4号の2	電気自動車整備業務	対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務	・電気自動車整備業務特別教育	
43	安衛則第36条第6号の2	伐木等機械運転業務	伐木等機械の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・伐木等機械の運転業務特別教育	
44	安衛則第36条第6号の3	走行集材機械運転業務	走行集材機械の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・走行集材機械の運転業務特別教育	
45	安衛則第36条第7号	機械集材機械運転業務	機械集材機械の運転業務	・機械集材機械の運転業務特別教育	
46	安衛則第36条第7号の2	簡易架線集材装置運転業務 架線集材機械の運転業務特	簡易架線集材装置の運転業務・架線集材機械の運転の業務	・簡易架線集材装置の運転業務特別教育 ・架線集材機械の運転の業務特別教育	
47	安衛則第36条第8号	チェンソー伐木等業務	チェンソーを用いて行う立木伐木、かかり木の処理又は造材の業務	・チェンソー伐木等業務特別教育	
48	安衛則第36条第11号	動力巻上げ機運転業務	動力駆動の巻上げ機の運転業務(電気ホイスト・エアーホイスト・これら以外の巻上げ機でゴンドラに係るもの)を除く)	・動力巻上げ機運転業務特別教育	
49	安衛則第36条第13号	軌道装置等運転業務	令第15条第1項第8号の軌道装置等運転業務(除く鉄道事業法又は軌道法適用のもの)	・軌道装置等運転業務特別教育	
50	安衛則第36条第18号	建設用リフト運転業務	建設用リフトの運転業務	・建設用リフト運転業務特別教育	
51	安衛則第36条第20号	ゴンドラ操作業務	ゴンドラの操作業務	・ゴンドラ操作業務特別教育	

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
52	安衛則第36条第20号の2	高圧室空気圧縮機運転業務	作業室、気こう室へ送気するための空気圧縮機の運転業務	・高圧室空気圧縮機運転業務特別教育	
53	安衛則第36条第21号	高圧室内作業送気装置操作業務	高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務	・高圧室内作業送気装置操作業務特別教育	
54	安衛則第36条第22号	気こう室送気・排気操作業務	気こう室への送気・排気の調整を行うためのバルブ又はコックの操作業務	・気こう室送気・排気操作業務特別教育	
55	安衛則第36条第23号	潜水作業送気装置操作業務	潜水作業者への送気調節を行うバルブ又はコックの操作業務	・潜水作業送気装置操作業務特別教育	
56	安衛則第36条第24号	再圧室の操作業務	再圧室の操作業務	・再圧室の操作業務特別教育	
57	安衛則第36条第24号の2	高圧室内作業業務	高圧室内作業に係る業務	・高圧室内作業業務特別教育	
58	安衛則第36条第25号	四アルキル鉛等業務	四アルキル鉛等業務(令別表第5の四アルキル鉛等業務)	・四アルキル鉛等業務特別教育	
59	安衛則第36条第26号	酸素欠乏危険場所作業関係業務	酸素欠乏危険場所における作業に係る業務(令別表第六の酸素欠乏危険場所)	・酸素欠乏危険場所作業関係業務特別教育	
60	安衛則第36条第27号	特殊化学設備取扱整備業務	特殊化学設備の取扱い、整備及び修理業務(除く第一種圧力容器)	・特殊化学設備取扱整備業務特別教育	
61	安衛則第36条第28号	エックス線ガンマ線照射装置取扱業務	エックス線装置又はガンマ線照射装置の取り扱い業務	・エックス線ガンマ線照射装置取扱業務特別教育	
62	安衛則第36条第28号の2	加工処理施設核燃料物質取扱業務	加工施設、再処理施設又は使用施設等の管理区域内における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務	・加工処理施設核燃料物質取扱業務特別教育	
63	安衛則第36条第28号の3	原子炉施設核燃料物質の取扱業務	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質又は使用済燃料(汚染物を含む)の取扱業務	・原子炉施設核燃料物質の取扱業務特別教育	
64	安衛則第36条第28号の4	震災原発放射性物質処分業務	東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された物であって、電離則第2条 第2項に規定するものの処分の業務	・震災原発放射性物質処分業務特別教育	
65	安衛則第36条第28号の5	放射線障害特例緊急作業業務	電離則第7条の2第3項の特例緊急作業に係る業務	・放射線障害特例緊急作業業務特別教育	
66	安衛則第36条第29号	特定粉じん作業業務	粉じん則第2条1項第3号の特定粉じん作業に係る業務	・特定粉じん作業業務特別教育	
67	安衛則第36条第30号	ずい道等の掘削作業等業務	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業に係る業務	・ずい道等の掘削作業等業務特別教育	
68	安衛則第36条第31号	産業用ロボット教示等操作業務	産業用ロボットの可動範囲内において行う教示等又はそれらを行なう労働者と共同して可動範囲外にて行う当該教示等に係る機器の操作業務	産業用ロボット教示等操作業務特別教育	
69	安衛則第36条第32号	産業用ロボット検査等操作業務	産業用ロボットの可動範囲内において行う検査等又はそれらを行なう労働者と共同して可動範囲外にて行う当該検査等に係る機器の操作業務	・産業用ロボット検査等操作業務特別教育	
70	安衛則第36条第33号	自動車タイヤ空気充てん業務	空気圧縮機を用いて行う自動車(除く2輪自動車)のタイヤの空気充てん業務	・自動車タイヤ空気充てん業務特別教育	
71	安衛則第36条第34号	ダイオキシン焼却灰等取扱業務	廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん、焼却灰等を取り扱う業務	・ダイオキシン焼却灰等取扱業務特別教育	
72	安衛則第36条第35号	廃棄物焼却施設保守点検等業務	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務	・廃棄物焼却施設保守点検等業務特別教育	
73	安衛則第36条第36号	廃棄物焼却施設解体等業務	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務	・廃棄物焼却施設解体等業務特別教育	
74	安衛則第36条第37号	石綿等建築物等解体等業務	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業	・石綿等建築物等解体等業務特別教育	
75	安衛則第36条第38号	土壤等の除染等業務	土壤等の除染等の業務及び特定線量下業務	・土壤等の除染等業務特別教育	

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
76	安衛則第36条第39号	足場組立解体業務	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)	・足場組立解体業務特別教育	
77	安衛則第36条第40号	ロープ高所作業業務	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて行うロープ高所作業に係る業務	・ロープ高所作業業務特別教育	
78	安衛則第36条第41号	フルハーネス型、墜落制止用器具作業業務	高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)	・フルハーネス型、墜落制止用器具作業業務特別教育	
79	安衛令第6条第1号	高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函かん工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシヤフトの内部において行う作業に限る。)	高圧室内作業主任者技能講習	高圧則第10条
80	安衛令第6条第2号	ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	ガス溶接作業主任者技能講習	安衛則第314条
81	安衛令第6条第3号	林業架線作業主任者	次のいづれかに該当する機械集材装置(集材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬する設備をいう。)若しくは運材索道(架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。)の組立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業 イ 原動機の定格出力が七・五キロワットを超えるもの ロ 支間の斜距離の合計が三百五十メートル以上のもの ハ 最大使用荷重が二百キログラム以上のもの	林業架線作業主任者技能講習	安衛則第151条の126
82	安衛令第6条第4号	ボイラー取扱作業主任者	ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの作業	ボイラー取扱作業主任者技能講習	ボイラー則第24条
83	安衛令第6条第5号	エツクス線作業主任者	別表第二第一号又は第三号に掲げる放射線業務に係る作業(医療用又は波高値による定格管電圧が千キロボルト以上のエツクス線を発生させる装置(同表第二号の装置を除く。以下「エツクス線装置」という。)を使用するものを除く。)	エツクス線作業主任者技能講習	電離則第46条
	安衛令第6条第5号の2	ガンマ線照射透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	ガンマ線照射透過写真撮影作業主任者技能講習	電離則第52条の2
84	安衛令第6条第6号	木材加工用機械作業主任者	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携常用のものを除く。)を五台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、三台以上)有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械作業主任者技能講習	安衛則第129条
85	安衛令第6条第7号	プレス機械作業主任者	動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業	プレス機械作業主任者技能講習	安衛則第133条
86	安衛令第6条第8号	乾燥設備作業主任者	八 次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業 イ 乾燥設備(熱源を用いて火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第一項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。以下同じ。)のうち、危険物等(別表第一に掲げる危険物及びこれらの危険物が発生する乾燥物をいう。)に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの ロ 乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(その最大消費量が、固体燃料にあつては毎時十キログラム以上、液体燃料にあつては毎時十リットル以上、気体燃料にあつては毎時一立方メートル以上であるものに限る。)又は熱源として電力を使用するもの(定格消費電力が十キロワット以上のものに限る。)	乾燥設備作業主任者技能講習	安衛則第297条
87	安衛令第6条第8号の2	コンクリート破碎器作業主任者	コンクリート破碎器を用いて行う破碎の作業	コンクリート破碎器作業主任者	安衛則第321条の3

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
88	安衛令 第6条 第9号	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	掘削面の高さが二メートル以上となる地山の掘削(ずい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く。)の作業(第11号に掲げる作業を除く。)	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者ぎ	安衛則第359条
89	安衛令 第6条 第10号		土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業		安衛則第374条
90	安衛令 第6条 第10号の2	ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等(ずい道及びたて坑以外の坑)の掘削の作業(掘削用機械を用いて行う掘削の作業のうち労働者が切羽に近接することなく行うものを除く。)又はこれに伴うずり積み、ずい道支保工(ずい道等における落盤、肌落ち等を防止するための支保工をいう。)の組立て、ロツクボルトの取付け若しくはコンクリート等の吹付けの作業	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	安衛則第383条の2
91	安衛令 第6条 第10号の3	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工(ずい道型枠支保工(ずい道等におけるアーチコンクリート及び側壁コンクリートの打設に用いる型枠並びにこれを支持するための支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成される仮設の設備をいう。)の組立て、移動若しくは解体又は当該組立て若しくは移動に伴うコンクリートの打設をいう。)の作業	ずい道等の覆工作業主任者技能講習	安衛則第383条の3
92	安衛令 第6条 第11号	採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが二メートル以上となる採石法第二条に規定する岩石の採取のための掘削の作業	採石のための掘削作業主任者	安衛則第403条
93	安衛令 第6条 第12号	はい作業主任者	高さが二メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるもの)を除く。)	はい作業主任者技能講習	安衛則第428条
94	安衛令 第6条 第13号	船舶荷役作業主任者	船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数五百トン未満の船舶(船員室の新設、増設又は拡大により総トン数が五百トン未満から五百トン以上となつたもの(五百十トン未満のものに限る。)のうち厚生労働省令で定めるものを含む。)において揚貨装置を用いないで行うものを除く。)	船舶荷役作業主任者技能講習	安衛則第450条
95	安衛令 第6条 第14号	型枠支保工組立等作業主任者	型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業	型枠支保工組立等作業主任者技能講習	安衛則第246条
96	安衛令 第6条 第15号	足場の組立て等作業主任者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	足場の組立て等作業主任者技能講習	安衛則第565条
97	安衛令 第6条 第15号の2	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の組立て、解体又は変更の作業	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	安衛則第517条の4
98	安衛令 第6条 第15号の3	鋼橋架設等作業主任者	橋梁の部構造であつて、金属製の部材により構成されるもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設、解体又は変更の作業	鋼橋架設等作業主任者技能講習	安衛則第517条の8
99	安衛令 第6条 第15号の4	木造建築物の組立て等作業主任者	軒高五メートル以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	安衛則第517条の12
100	安衛令 第6条 第15号の5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	コンクリート造の工作物(その高さが五メートル以上であるものに限る。)の解体又は破壊の作業	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	安衛則第517条の17
101	安衛令 第6条 第16号	コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であつて、コンクリート造のもの(その高さが五メートル以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が三十メートル以上である部分に限る。)の架設又は変更の作業	コンクリート橋架設等作業主任者	安衛則第517条の22

## 労働安全衛生法の技能講習・特別教育の資格に係る業務一覧

No.	法令号別	資格業務	就業制限・特別教育に係る業務 第20条 第61条の政令・第59条の規則で定める業務	就業が認められる資格	備考
102	安衛令 第6条 第17号	第一種圧力容器取扱作業主任者	第一種圧力容器(小型圧力容器及び次に掲げる容器を除く。)の取扱いの作業 イ 第一条第五号イに掲げる容器で、内容積が五立方メートル以下のもの ロ 第一条第五号ロからニまでに掲げる容器で、内容積が一立方メートル以下のもの	第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	ボイラ一則第62条
103	安衛令 第6条 第18号	特定化学物質作業主任者	別表第三に掲げる特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業及び同表第二号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の3に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く。)	特定化学物質作業主任者技能講習	特化則第27条
104	安衛令 第6条 第19号	鉛作業主任者	別表第四第一号から第十号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)に係る作業	鉛作業主任者技能講習	鉛則第33条
105	安衛令 第6条 第20号	四アルキル鉛等作業主任者	別表第五第一号から第六号まで又は第八号に掲げる四アルキル鉛等業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除くものとし、同表第六号に掲げる業務にあつては、ドラム缶その他の容器の積卸しの業務に限る。)に係る作業	四アルキル鉛等作業主任者技能講習	四アルキル鉛則第14条
106	安衛令 第6条 第21号	酸素欠乏危険作業主任者(第1種)	別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第1種)	酸欠則第11条
		酸素欠乏危険作業主任者(第2種)	別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における酸素欠乏症及び硫化水素中毒のおそれのある作業	酸素欠乏危険作業主任者技能講習(第2種)	酸欠則第11条
107	安衛令 第6条 第22号	有機溶剤作業主任者	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業	有機溶剤作業主任者技能講習	有機則第19条
108	安衛令 第6条 第23号	石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を製造する作業	石綿作業主任者技能講習	石綿則第19条